

令和7年度外国人介護人材研修支援事業業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度外国人介護人材研修支援事業

2 事業の目的

香川県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人に対し、介護技能向上のための集合研修を実施することにより、外国人介護人材が県内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。また、外国人介護人材を受け入れている介護サービス事業所の職員を対象とした研修を実施することにより、外国人介護人材の受入れ及び定着を支援する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

4 委託業務の内容

(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした研修の実施

① 対象者

香川県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人（以下「受講者」という。）

② 研修内容及び時間数等

研修内容は、介護技能の向上をはじめ、受講者が介護現場で円滑に就労・定着するために必要と考えられる内容及び時間数とする。

(例)「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、
「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」
「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の理解」等

また、研修は講義（座学）のみならず、グループワークや演習を取り入れて行うものとし、具体的なカリキュラムについては、受託者が作成するものとする。

③ 定員

- ・概ね20名程度
- ・受講申込者が定員を超える場合は、それぞれ実施回数を増やすなどの対応をすること。

④ 研修の実施回数等

- ・4回以上実施し、1回の研修は6時間程度を目安とすること。ただし、研修対象者のニーズを踏まえ、必要に応じて変更して実施すること。
- ・研修期間の途中から参加させることは可能とすること。

⑤ 研修日程

受講者が参加しやすい開催日程（時期、曜日）となるよう努めるものとする。

⑥ 実施方法及び会場

集合研修とする。会場の選定に当たっては受講者の就労場所や公共交通機関の便等を勘案し、受講者が参加しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

⑦ 研修体制

- ・研修講師は、外国人の介護職員を対象として、介護の領域の講義等を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。
- ・通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、受講者が効果的に学習できるような体制を組むこと。
- ・受講者の入国年次等によって介護技能及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に研修対象者数や個々の能力等を把握し、必要に応じてグループに分けて研修を行うなど、受講者が効果的に学習できる研修体制を組むこと。

⑧ 研修教材及び受講料

- ・研修教材の作成に当たっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。
- ・国の補助事業として作成された「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用するよう努めること。
- ・受講料は研修教材を含め無料とすること。ただし、会場までの交通費、昼食費等は受講者の負担とする。

(2) 外国人介護人材受入施設職員向け研修の実施

① 対象者

在留資格に関わらず、外国人介護人材を受け入れている、又は受入れ予定のある介護サービス事業所の職員

② 研修内容及び時間数等

研修内容は、外国人介護人材の受入れに際し、必要と考えられる内容及び時間数とする。

(例)「外国人介護人材を受入れるにあたり施設等において必要な準備」、「外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方」、「日本語の指導方法」、「円滑にコミュニケーションを図る方法」、「文化・風習への配慮事項」、「介護技術の指導方法」、「学習支援方法に関する知識や技能に関する研修」、「外国人介護人材受入事例の紹介」、「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護に関する指導方法」、「受入れ事業所の事例発表」、「受入れ事業所（受入れ予定施設を含む）同士の情報交換会」等

また、研修は講義（座学）のみならず、グループワークや演習を取り入れて行い、実践的な内容のものを行うこと。「日本語の指導方法」については前年度のアンケートで要望が多かったため1回以上実施すること。事業所同士で情報交換する時間を一定程度設けること。

③ 定員

各回 30 名程度

④ 研修の実施回数等

- ・4回以上実施し、1回の研修は6時間程度を目安とすること。ただし、研修対象者のニーズを踏まえ、必要に応じて変更して実施すること。
- ・研修期間の途中から参加させることは可能とすること。

⑤ 研修日程及び回数

平日に開催すること。また、受講者が参加しやすい開催日程（時期）となるよう努めるものとする。

⑥ 実施方法及び会場

集合研修とする。会場の選定に当たっては受講者の就労場所や公共交通機関の便等を勘案し、受講者が参加しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

(3) 研修受講者の募集、申込受付、名簿作成

県内の介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス事業所に対し、広く受講者を募集するものとする。

申込受付、受講者名簿の作成については、受託者が行うものとする。また、各回定員に達するよう研修受講者の募集方法を工夫すること。

(4) 研修の運営

研修の受講管理等、研修の運営に必要な全ての業務は受託者が行うものとする。

(5) 研修成果等の確認

- ・ 4（1）については、研修成果を把握するため、事業計画に、研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にしておくこと。また、研修の開始時と終了時にテスト等を実施すること。
- ・ 研修ごとに、参加者に対しアンケート調査を実施すること。

（6）県への報告

毎月10日までに前月までの事業の実施状況について報告を行うこと。

（7）その他

研修の実施に必要な事項について適切に行うこと。

5 実績報告

研修実施に当たっては、必要な報告を県に行い、業務完了時には、遅滞なく成果報告書（開催内容及び受講者名簿、アンケート及びテスト等の分析結果等）を提出するものとする。

成果報告書には研修受講アンケート等により把握した受講者の研修成果や、今後の研修運営に関する改善点等を記載するものとする。

6 経費

- ・ 本事業に要する経費は、1,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、事業の執行状況により変動することがある。
- ・ 管理経費は適切と認められる範囲内で計上することができる。
- ・ 全事業費に占める管理経費の割合が契約締結時と精算時において著しく変化することがないようにすること。

7 留意事項

- （1）事業計画及び経費など事業運営上重要な事項については、事前に県と協議すること。
- （2）問題が発生した場合は、県及び関係者と連携し、迅速かつ誠実に対応すること。
- （3）受託者は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。また、受託者は県の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはいけない。
- （4）この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、事前に県と受託者が協議の上決定する。

担当：香川県健康福祉部長寿社会対策課 介護人材グループ 長澤
電話：087-832-3267